

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第28号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(出納員の設置) <b>第7条</b> (略) 2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもつて充てる。 (1)～(3) (略) (4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事又は係長（大阪事務所にあつては、所長代理）の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事及び係長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者） (5) (略) 3・4 (略) <u>5 第1項及び第2項の規定により出納員に充てられた者で、法第172条第1項に規定する職員でないものは、当該出納員に充てられている間、法第172条第1項に規定する職員に併任されたものとする。</u>  (会計職員の設置及び任命) <b>第8条</b> 次の各号に掲げる名称の会計職員を当該各号に掲げる組織に置き、別表第5の右欄に掲げる者をもつて充てる。	(出納員の設置) <b>第7条</b> (略) 2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもつて充てる。 (1)～(3) (略) (4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事又は係長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事及び係長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者） (5) (略) 3・4 (略)  (会計職員の設置及び任命) <b>第8条</b> 次の各号に掲げる名称の会計職員を当該各号に掲げる組織に置き、別表第5の右欄に掲げる者をもつて充てる。

(1)・(2) (略)

(3) 補助会計職員 事務所及び第1号の規定により告示された課その他の組織並びに課長補佐が課所属出納員である組織であつて課補助職員が置かれていないもの

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定により会計職員に充てられ、又は任命された者で、法第172条第1項に規定する職員でないものは、当該会計職員に充てられ、又は任命されている間、法第172条第1項に規定する職員に併任されたものとする。

(補助会計職員による事務の補助)

**第10条の2** 補助会計職員は、財務現金取扱員の命を受けて、その者の事務を補助するとともに、事務所長が事務所所属出納員である組織、次長又は副部長等が事務所所属出納員である組織であつて事務所補助職員が置かれていないもの及び課長補佐が課所属出納員である組織であつて課補助職員が置かれていないものにおける補助会計職員は、事務所所属出納員又は課所属出納員の命を受けて、その者の事務を補助する。

(契約保証金の納付の免除)

**第44条** 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6)・(7) (略)

(入札保証金及び契約保証金の還付)

**第45条** (略)

2 (略)

3 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付するものとする。ただし、物件を売り払う場合においては、契約者の申出により売払代金に充当することができるものとする。

(入札参加等の申込み)

**第77条** 建設工事の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議(施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定による随意契約の協議に限る。第83条の2において同じ。)に参加しようとする者は、知事が別に定める方法により申込みをしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 補助会計職員 事務所及び第1号の規定により告示された課その他の組織

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

(契約保証金の納付の免除)

**第44条** 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6)・(7) (略)

(入札保証金及び契約保証金の還付)

**第45条** (略)

2 (略)

3 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付するものとする。

(入札参加等の申込み)

**第77条** 建設工事の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議に参加しようとする者は、知事が別に定める方法により申込みをしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

2 (略)

(受託者証の交付等)

**第106条** 部局長は、前条第1項又は第2項の規定による委託をしたときは、受託者に対して別記第1号様式による受託者証を交付しなければならない。ただし、収納の事務の委託に係る受託者が次項の規定による受託者証の提示又は掲示をすることが困難であり、かつ、受託者が収納の事務を行うに当たり、次項の規定による受託者証の提示又は掲示がなくても、収納に係る納入義務者の信頼を確保できると部局長が認めるときは、この限りでない。

- 2 受託者（前項ただし書の規定により受託者証を交付しないこととされた受託者を除く。）は、収納を行う場合には、受託者証を携帯して納入義務者に提示し、又は納入義務者の見やすいところに掲げなければならない。

(収納事務の受託者の払込み手続)

**第109条** 収納事務の受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、県が納入に領収証書を交付する場合を除き、納入に領収証書を交付するとともに受託現金払込書により速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。

- 2 収納事務の受託者は、前項の払込みをする場合においては、指定金融機関等に対し、第105条第1項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書、当該収入金に係る領収済通知書及び納付書を、同条第2項の規定による委託に係る受託者（以下「県税収納事務受託者」という。）にあつては受託収納報告書を添付しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、受託者は、会計管理者が必要と認めるときは、同項の払込みに代え、施行令第158条第3項に規定する計算書を添えて、会計管理者に払い込むことができる。

(小切手の亡失等による請求)

**第150条** 振出日付から1年未満の小切手を亡失した者は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の規定により有価証券を無効とする旨の宣言をするための公示催告をし、除権決定を受け、当該除権決定を証明できる書類及び当該小切手の未払証明書を添付して会計管理者に支払の請求をすることができる。

2～4 (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

**第193条** (略)

(受託者証の交付等)

**第106条** 部局長は、前条第1項又は第2項の規定による委託をしたときは、受託者に対して別記第1号様式による受託者証を交付しなければならない。ただし、前条第2項の規定による委託をした場合において、当該委託に係る受託者（以下「県税収納事務受託者」という。）が次項の規定による受託者証の提示又は掲示をすることが困難であり、かつ、県税収納事務受託者が前条第2項の収納の事務を行うに当たり、次項の規定による受託者証の提示又は掲示がなくても、県税徴収金の収納に係る納入義務者の信頼を確保できると総務管理部長が認めるときは、この限りでない。

- 2 受託者（前項ただし書の規定により受託者証を交付しないこととされた県税収納事務受託者を除く。）は、収納を行う場合には、受託者証を携帯して納入義務者に提示し、又は納入義務者の見やすいところに掲げなければならない。

(収納事務の受託者の払込み手続)

**第109条** 収納事務の受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、納入に領収証書を交付するとともに受託現金払込書により速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。

- 2 収納事務の受託者は、前項の払込みをする場合においては、指定金融機関等に対し、第105条第1項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書、当該収入金に係る領収済通知書及び納付書を、県税収納事務受託者にあつては受託収納報告書を添付しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、県税収納事務受託者は、会計管理者が必要と認めるときは、同項の払込みに代え、施行令第158条第3項に規定する計算書を添えて、会計管理者に払い込むことができる。

(小切手の亡失等による請求)

**第150条** 振出日付から1年未満の小切手を亡失した者は、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）の規定により有価証券を無効とする旨の宣言をするための公示催告をし、除権決定を受け、当該除権決定を証明できる書類及び当該小切手の未払証明書を添付して会計管理者に支払の請求をすることができる。

2～4 (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

**第193条** (略)

2 (略)

3 出納員等の交替がある場合において、出納員等が特別の理由によりその設備する帳簿並びに保管する現金及び有価証券を後任者に引き継ぐことができないときは、前任者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に引き継がなければならない。この場合において、当該引継ぎを受けた者は、後任者に引き継ぐことができるようになったときは、直ちに後任者に引き継がなければならない。

(1) 税務出納員及び事務所所属出納員 その事務を補助する上席の会計職員

(2) 財務現金取扱員 出納員又はその事務を補助する上席の会計職員

(3) 資金前渡職員 その事務を補助する上席の職員

4 前項前段の引継ぎの場合においては、前任者は、新たに出納員等に充てられる者との交替の日の前日をもって引き継ぐべき帳簿を締め切り、当該帳簿及び証拠書類その他の書類の目録を記載した引継書を2通作成し、同項各号に定める者が立ち会いのうえ現物を対照し、受渡しをした後、引継書に年月日及び引継ぎを終わった旨を記入し、両者が記名押印して、各1通を保存しなければならない。

5 第3項後段の引継ぎの場合においては、同項各号に定める者は、前項の帳簿及び証拠書類その他の書類の目録を記載した引継書を2通作成し、後任者が立ち会いのうえ現物を対照し、受渡しをした後、引継書に年月日及び引継ぎを終わった旨を記入し、両者が記名押印して、各1通を保存しなければならない。

6 前各項の規定は、財務現金取扱員（出納局に所属する者に限る。）及び資金前渡職員（交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費又は高速道路通行料金の前渡を受けた者を除く。）が交替したときには、適用しない。

別表第5（第8条関係）

会計職員 の名称	会計職員を 置く組織	会計職員に充てる者
(略)		
補助会計職員	財務現金取扱員を置く組織及び課	(1) 当該組織の会計事務を担当する職員（財務現金取扱員に任命され

2 (略)

3 前2項の規定は、財務現金取扱員（出納局に所属する者に限る。）及び資金前渡職員（交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費又は高速道路通行料金の前渡を受けた者を除く。）が交替したときには、適用しない。

別表第5（第8条関係）

会計職員 の名称	会計職員を 置く組織	会計職員に充てる者
(略)		
補助会計職員	財務現金取扱員を置く組織	当該組織の会計事務を担当する職員（財務現金取扱員に任命された者を

<p>長補佐が課所属出納員である組織であつて課補助職員が置かれていないもの</p>	<p>た者及び(2)に該当する者を除く。)</p> <p>(2) 事務所長が事務所所属出納員である組織、次長又は副部長等が事務所所属出納員である組織であつて事務所補助職員が置かれていないもの及び課長補佐が課所属出納員である組織であつて課補助職員が置かれていないものにあつては、当該組織の会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任（主査及び主任の職が設けられていない県立学校にあつては専門員）の職にある者</p>
(略)	

	<p>除く。)</p>
(略)	

別表第8（第115条関係）

(略)

備考

1・2 (略)

3 災害復旧及び災害の防止のために緊急に締結する建設工事の請負又は測量、調査若しくは設計の委託に関する契約（継続費、繰越明許費及び債務負担行為に係るものを除く。）に係るものについて、支出負担行為として整理する時期は支出決定のときとし、支出負担行為の範囲は契約金額とする。

4 (略)

別表第12（第179条関係）

1 (略)

2 払出通知の特例

払出の事由	払出通知
(略)	
4 歳出の誤払い若しくは過渡しとなつた金額又は資金前渡若しくは支出事務の委託をした場合の精算残金を返納させる場合において、当該返納に係る経費の支払の際、控除した金額を併	(略)

別表第8（第115条関係）

(略)

備考

1・2 (略)

3 災害復旧及び災害の防止のために緊急に締結する建設工事の請負又は測量、調査若しくは設計の委託に関する契約に係るものについて、支出負担行為として整理する時期は支出決定のときとし、支出負担行為の範囲は契約金額とする。

4 (略)

別表第12（第179条関係）

1 (略)

2 払出通知の特例

払出の事由	払出通知
(略)	
4 歳出の誤払い若しくは過渡しとなつた金額又は資金前渡若しくは支出事務の委託をした場合の精算残金を返納させる場合において、当該返納に係る経費の支払の際、控除した金額を併	(略)

せて歳入歳出外現金から払い出し、歳出に戻入し、又は歳入に収入する必要があるもの	
(略)	
7 (略)	
8 第45条第3項ただし書の規定により契約保証金を歳入に収入するため、歳入歳出外現金から払い出す必要があるもの	当該収入金の調定決議書の送付があつたとき。

別記（第78条関係）

建設工事請負基準約款  
(前金払)

第35条 (略)

2～4 (略)

5 工事内容の変更その他の理由により請負金額が増額した場合において当該増加額が変更前の請負金額の10分の3を超える場合は、受注者は、その増額後の請負金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けている場合において、変更後の工事が同項各号に掲げる要件に該当するときは、その増額後の請負金額の10分の4に当該増額後の請負金額の10分の2を加えた額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6～9 (略)

10 第1項、第2項及び第5項の規定による前払金及び中間前払金（継続工事にあつては、各年度の前払金及び中間前払金）は、第38条の規定による部分払を請求している場合（継続工事にあつては、当該年度に部分払を請求している場合）においては、請求することができない。

第45条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措

せて歳入歳出外現金から払い出し、歳入に戻入し、又は歳入に収入する必要があるもの	
(略)	
7 (略)	

別記（第78条関係）

建設工事請負基準約款  
(前金払)

第35条 (略)

2～4 (略)

5 工事内容の変更その他の理由により請負金額が増額した場合において当該増加額が変更前の請負金額の10分の3を超える場合は、受注者は、その増額後の請負金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けている場合において、変更後の工事が同項各号に掲げる要件に該当するときは、その増額後の請負金額の10分の4に当該増額後の請負金額の10分の2を加えた額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6～9 (略)

第45条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を行い、当該命

<p><u>置命令」という。)を行つた場合において、当該排除措置命令があつたことを知つた日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)</u></p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行つた場合において、当該課徴金納付命令があつたことを知つた日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)</p> <p>(3) 受注者が、<u>排除措置命令又は課徴金納付命令</u>に対し、<u>処分の取消し</u>の訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。</p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。</p> <p>(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして<u>独占禁止法第65条から第67条までの規定による審決(独占禁止法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかつたと認める場合の審決を除く。)</u>を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)</p> <p>(4) 受注者が、<u>公正取引委員会が受注者に違反行為があつたとして行つた審決</u>に対し、<u>独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消し</u>の訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成27年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課の平成26年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理するものとする。

<p>県民生活・環境部広域支援対策課 産業労働観光部商業振興課</p>	<p>県民生活・環境部震災復興支援課 産業労働観光部産業政策課 // 商業・地場産業振興課</p>
---	---